

令和3年度 小樽市特定施設入居者生活介護事業者 及び地域密着型サービス事業者公募要領

1 公募の趣旨

第8期小樽市介護保険事業計画（令和3～5年度）に基づき、居宅サービスを提供する特定施設入居者生活介護事業者を公募により選定するとともに、地域密着型サービスの基盤整備を図るため、地域密着型サービスを提供する事業者を公募により選定するものです。

2 公募対象サービスの概要

区分	サービス種別	事業所数	開設年度	募集圏域	定員
居宅サービス事業	特定施設入居者生活介護	1事業所	令和5年度中に開設	市内全域	50人
地域密着型サービス事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所	令和5年度中に開設	市内全域	—
	小規模多機能型居宅介護	各1事業所	令和5年度中に開設	市内全域	29人
	看護小規模多機能型居宅介護				
	認知症対応型共同生活介護	1事業所	令和5年度中に開設	市内全域	18人

3 応募者の資格要件

- (1) 法人格を有している（法人格の取得見込みを含む）こと。
- (2) 事業資金が確実に確保されていること。
- (3) 整備事業の運営を直接行う事業者であること。
- (4) 国税、道税、市税の滞納（消費税及び地方消費税を含む）がないこと。
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）（以下「法」という。）の規定による次の各条各項の規定（別紙1参照）に該当しないこと。
 - ア 指定居宅サービス事業者～法70条第2項、法第115条の2第2項
 - イ 指定地域密着型サービス事業者～法第78条の2第4項、法第115条の12第2項
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定の取消を受けたことがないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（第167条の11第1項において準用する場合を含む）の規定により、市が行う一般競争入札又は指名競争入札に参加することができない者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定により、更正又は再生手続をしていないこと。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。

4 事業者の選定方法

事業者の選定は、小樽市地域密着型サービス運営委員会（小樽市特定施設入居生活介護に係る事業者選考委員会併任）（以下「運営委員会」という。）の書類審査及びヒアリング審査の結果に基づき、市長が選定します。なお、応募者がいないとき等は再度公募することがあります。

(1) 審査の手順

書類審査では、提出された書類に基づき、資格及び事業内容の審査を行い、ヒアリング審査では、事業に対する考え方、サービス内容等を審査します。

(2) 選定結果の通知及び公表

選定結果は文書で通知するとともに、その概要及び選定事業者名を公表します。

なお、審査の結果によっては選定事業者なしとなることもあります。

(3) 介護保険の指定申請

選定された事業者は、介護保険事業者の指定を受けるため、下記のとおり指定申請を行うものとします

ア 居宅サービス事業者

(特定施設入居者生活介護事業者)

① 指定申請書提出先 後志総合振興局保健環境部社会福祉課

I 事業所開設の1か月前までに指定申請を行います。

イ 地域密着型サービス事業者

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護)

① 指定申請書提出先 小樽市

I 事前協議書を小樽市に提出してください。

(小樽市は事前協議書に基づき運営委員会に意見を求めます。)

II 運営委員会から出された意見を事業者に通知します。

III 事業所は委員会の意見を踏まえ、開設の2か月前をめどに指定申請を行います。

5 公募申込書の提出

本公募に応募する事業者は、公募申込に関する提出書類一覧表（別紙2）に掲げる書類を提出してください。なお、提出に当たっては次の事項に留意してください。

(1) フラットファイル等に書類を綴ること。

(2) 全体の目次を付け、各書類にページ番号をつけること。

(3) 項目ごとに白紙の仕切り紙を挟み、インデックスを付けること。（目次と対応）

(4) 用紙は原則A4判で作成し、図面などA4判を超えるものは折りたたむこと。

(5) 提出部数は、正本1部、副本11部（コピー可）計12部です。

6 受付期間及び提出場所

(1) 受付期間

令和3年6月28日（月）から令和3年7月30日（金）までの午前9時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

(2) 提出場所及び問合せ先

小樽市福祉保険部介護保険課（小樽市役所別館2階）へ直接持参してください。

（メール、郵送等は不可）

電話 0134-32-4111 事業所指導担当（内線466）

FAX 0134-27-6711

7 公募日程

期 間	内 容
令和3年6月 4日 (金)	事業者応募要領ホームページ掲載
6月 7日 (月) ～6月18日 (金)	応募事業者からの質問受付
6月21日 (月) ～6月25日 (金)	応募事業者からの質問回答
6月28日 (月) ～7月30日 (金)	事業者からの応募受付 【介護保険法第78条の16 (市町村長指定期間等の公示)】
8月 2日 (月) ～8月13日 (金)	書類審査
8月23日 (月)	応募事業者からのヒアリング審査
8月24日 (火) ～8月31日 (火)	事業予定者の選定、結果の通知

8 応募に当たっての留意事項

- (1) 第8期事業計画期間中の令和5年度中に施設が竣工し、運営基準(※)に基づく人員の確保及び設備の整備が完了し、開設する計画としてください。

※運営基準 ・居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
・地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

- (2) 応募書類のほかに追加資料の提出を求めることがあります。
- (3) 受付期間終了後は提出された書類の差し替えや計画の変更は原則として認めません。計画に不備がないよう十分検討して応募してください。
- (4) 受付期間を過ぎた場合や必要書類が整っていない場合には、受付できません。
- (5) 受付後に辞退する場合は、辞退届(様式7)を提出してください。
- (6) 応募に係る費用は、応募者の負担とします。
- (7) 提出された書類は、返却しません。

9 申請書類及び質問書の取り扱いについて

- (1) 提出された申請書類は、小樽市情報公開条例に基づく開示請求の対象となります(個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報を除く)。
- (2) この公募に関する質問は、質問書(別紙3)により電子メール又はFAXで令和3年6月18日(金)まで受付し、提出された質問内容と回答は市のホームページで公表するものとします。

10 地域密着型サービス施設等の整備への補助について

本件の施設整備については、北海道の「地域医療介護総合確保基金」に基づく「介護サービス提供基盤等整備事業費交付金」を活用して市から補助金の交付を予定しています。

この事業は、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するため、各市町村が作成する地域密着型施設等の整備計画に基づく地域密着型サービス施設等の整備に必要な経費について市町村に対して交付され、市町村から選定事業者に補助する仕組みです。

また、事業者に対する補助は、市町村の交付申請に基づき北海道が審査し採否を決定しますが、必ず採択されるものではなく、申請件数や予算の関係から減額交付又は不交付となることも想定されます。そのため資金計画は補助額を除いて作成してください。

この補助を受けて施設整備等を行う場合は、北海道の交付内示を受けてからの着手となりますので、実施に際しては市と十分協議のうえ進めてください。

施設整備工事等を行う事業者の選定に当たっては、市の契約方法に準じ、対象事業者のうちから入札に

より行なうこととされているので留意してください。

借地の場合、施設開設後11年以上の長期にわたり地上権又は賃借権が設定・登記され、かつ抵当権が設定されていないことが条件となります。

(表1) 地域密着型サービス等整備助成事業の基礎単価

対象事業	基準額	対象経費
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所	5,940千円 ×施設数	<p>対象事業所の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同様と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型 居宅介護事業所	33,600千円 ×施設数	
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)		

(表2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業の配分基礎単価

対象事業	基準額	対象経費
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所	14,000千円 ×施設数	<p>対象事業所の円滑な開所の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役員費、委託料又は工事請負費。</p>
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型 居宅介護事業所	839千円 ×定員数	
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	※小規模多機能型居宅 介護事業所、看護小規 模多機能型居宅介護事 業所にあつては宿泊定 員数とする。	

※(表1)及び(表2)とも交付基準額と対象経費の合計額を比較して少ない額(千円未満の端数切り捨て)が補助額となります。